

「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正

平成 24 年 3 月 15 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">正会員の業務運営等に関する規則</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(議決権の指図行使)</p> <p>第 2 条 投資信託委託会社等会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第 2 条第11項に定める投資信託委託会社（以下「<u>投資信託委託会社会員</u>」<u>という。</u>）及び第19項に定める資産運用会社である正会員をいう。以下同じ。）は、投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使について、次の各号に定めるところにより、その指図を行うものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>第 3 条～第 5 条 (略)</p> <p><u>(分配金の決定に関する社内体制の整備)</u></p> <p><u>第 5 条の 2 投資信託委託会社会員は、安定的に継続して分配を行うことを前提とする投資信託（毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託（決算頻度が毎月及び隔月のもの）をいう。）について、分配原資・余力を保守的に見極めて分配金を決定するなど、分配方針に沿った分配を行うよう、次の事項を盛り込んだ運営マニュアル等の整備等を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 分配金を決定するまでのプロセス</u></p> <p><u>(2) 分配金を検討するに当たって考慮すべき事項</u></p> <p><u>(3) 分配金決定に当たっての基本的考え方</u></p> <p><u>2 投資信託委託会社会員は、前項に定める運営マニュアル等に基づいた運営の徹底等を図るものとする。</u></p> <p><u>3 前 2 項に規定する運営マニュアル等の整備等及びそれに基づいた運営の徹底等については、自主規制委員会が定めるところによるものとする。</u></p> <p>第 6 条～第 7 条 (略)</p> <p>(株式投資信託の買付及び解約の申込みの受付時限等)</p>	<p style="text-align: center;">正会員の業務運営等に関する規則</p> <p>第 1 条 (同 左)</p> <p>(議決権の指図行使)</p> <p>第 2 条 投資信託委託会社等会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第 2 条第11項に定める投資信託委託会社及び第19項に定める資産運用会社である正会員をいう。以下同じ。）は、投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使について、次の各号に定めるところにより、その指図を行うものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (同 左)</p> <p>2 ～ 3 (同 左)</p> <p>第 3 条～第 4 条 (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 条～第 7 条 (同 左)</p> <p>(株式投資信託の買付及び解約の申込みの受付時限等)</p>

<p>第8条 投資信託委託会社会員は、株式投資信託について次の事項を遵守するものとする。 (1)～(2) (略)</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p><u>(所管委員会への委任)</u> 第12条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。</p> <p><u>2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定(理事会が必要と認めるものに限る。)を行った場合は、すみやかに理事会にその内容を報告するものとする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>附則 1. この改正は、平成24年5月1日より実施する。 2. 前記1.にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。</p>	<p>第8条 投資信託委託会社会員 <u>(投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社である正会員をいう。以下同じ。)</u> は、株式投資信託について次の事項を遵守するものとする。 (1)～(2) (同 左)</p> <p>第9条～第11条 (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(同 左)</p>
--	---